十勝岳ジオパーク研究活動助成事業のお知らせ（2026 年募集）

1 趣旨

十勝岳ジオパークは、火山活動によりつくられた大地やその上に成り立つ生態系、人が築き上げてきた文化を守り伝えながら、地域社会の持続可能な発展のために活動しています。しかし、エリア内においては地域の遺産やその保全、観光面での活用方法などが十分に研究されているとは言えません。また、十勝岳は、この100年間で3回の噴火を繰り返し、さらに、今年に入ってからは火山活動の高まりがみられたことから、噴火警戒レベルは一時期 3 にまで引き上げられました。このように、この地域で起こりうる災害に対する防災意識をいっそう高めていかなければなりません。

そのため、十勝岳ジオパーク推進協議会では、学術資料の蓄積と活用を促進し、十勝岳ジオパークの質の向上や新たな価値を提供することを目的に、学術調査や研究活動を行う学生や研究者に対し、調査研究費の助成を行います。

2 助成対象となる研究

十勝岳ジオパークエリアを対象とした学術研究で、次のいずれかのテーマを扱ったもの。

（1）地形・地質
（2）動植物
（3）文化、歴史、産業、地域社会など人文・社会科学
（4）防災・減災
（5）ジオパーク活動を通じた地域づくりおよび地域経済
（6）その他ジオパークの保全と活用、持続可能な地域の発展に資すると認められる調査研究

3 助成対象者

（1）日本所在の大学及び大学院に在籍する学生で、当研究について指導教員の推薦書（別記様式第6号）を提出できる者。
（2）日本所在の大学等、研究機関に在籍する教員及び研究員
（3）前2号に掲げる者のほか、十勝岳ジオパークの質の向上や新しい価値を提供する研究が可能と十勝岳ジオパーク推進協議会会長が認めたもの。

4 研究期間

採択通知日から翌年の2月28日までの 1 年間

5 助成額と採択件数

（1）助成金の額

1件あたり上限20万円とします。

（2）助成対象経費

①調査地までの交通費及宿泊費（十勝岳ジオパーク内での宿泊）

②調査研究に係る消耗品費や原材料費

③調査研究に係る事務経費

④その他十勝岳ジオパーク推進協議会長が必要と認めた経費

（3）採択件数　2件以内

6 その他の申請条件

（1）助成金の交付については、「十勝岳ジオパーク助成金交付要綱」に定めます。

※助成金の交付が決定したら、助成金額の 80％を交付します（概算払）。残りの 20％については、研究終了後の「収支決算書」にもとづいて交付（清算払）いたします。

（2）他の助成団体から助成を受ける研究は、対象となりません。

（3）申請は、1個人（団体）1研究計画に限ります。

（4）投稿論文を作成する場合は、研究費の助成を受けたことを明記してください。

（5）論文を公表した場合は、掲載された論文（学会発表の場合は発表内容の要旨）を当協議会に提出してください。

（6）法的規制のある地域（国立公園や天然記念物、私有地、その他規制地域）において野外調査や試料採取をおこなう場合は、許可申請のスケジュールと許可の見通しについて、研究計画書に明記してください。

（7）助成研究終了後は、十勝岳ジオパークで行われる研究成果報告会において口頭での発表をお願いしています。報告会出席のための旅費は、この助成金もしくは自己資金から支出してください。日程や予算等の制約により報告会への出席が困難な方は、オンライン発表等も可能ですので、事前に事務局にご相談ください。

※11 月 24 日現在、十勝岳の噴火警戒レベルは２となっており、62-2 火口から概ね 1.5km 以内は立ち入り規制が行われています。今後、火山活動の活発化に伴って、さらなる立入規制が行われる場合があります。火口周辺での調査が必要な研究を行う場合には、調査時の安全確保に最大限配慮し、立ち入り規制範囲の変更にも対応できる研究計画を作成してください。

7 申請方法

（1）次の書類を受付期間内に直接事務局まで持参又は郵送してください。

① 十勝岳ジオパーク研究活動助成金交付申請書（別記様式第1号）

② 学術研究計画書（別記様式第2号）

③ 収支予算書（別記様式第3号）

④ 申請者経歴書（別記様式第4号）

⑤ 学術研究グループ名簿（グループの場合：別記様式第5号）
⑥ 身分証明書の写し又は在籍（在学）証明書（所属機関が発行するもの）
⑦ 指導教員の推薦書（学生、大学院生が申請者の場合：別記様式第6号）
⑧ 資金適正管理についての誓約書（公的研究機関に在籍していない者のみ。書式は自由）

（2）申込先、問い合わせ先：十勝岳ジオパーク推進協議会事務局
〒071-0292 北海道上川郡美瑛町本町4丁目6－1
TEL 0166-76-4004 / FAX 0166-76-4005

（3）様式等
十勝岳ジオパークのホームページに掲載します。

8 申請書受付期間
令和8年11 月 24 日～令和8年12月31日（当日消印有効）

9 選考方法
十勝岳ジオパーク推進協議会で審査選考を行います。

10 選考結果通知
申請に対する採否の選考結果は、受付期間終了後一カ月程度を目安に書面によって通知します。
電話による問い合わせには、応じられません。

11 助成金の交付
交付手続きが終わり次第、指定の方法で交付いたします。

12 助成金の使途
支出計画書の記載に基づく以外の助成金の使途は認められません。
※助成金の使途変更については、交付要綱第 9 条を参照してください。

13 成果報告書等の提出
助成研究が完了後、次の書類とその得られた研究成果をまとめた論文や報告書を印刷したものを1部と電子媒体（電子メールでの送付、または、メモリスティックやCD-R など一般的なパーソナルコンピュータで読み込める媒体）で提出してください。
下記①～④については研究実施年度の2月28日まで、⑤については3月31日まで、⑥については随時提出してください。

① 助成研究完了届（別記様式第 13 号） 1部
② 概要報告書（別記様式第 14 号） 1部
③ 収支決算書（別記様式第 15 号） 1部
④ 助成対象経費の領収書又は支払いを証明する書類の写し 1部

⑤ 研究成果報告書（助成対象研究の詳細を論文形式でまとめたもの）1部
⑥ 研究成果を発表した論文、著書、報告書、発表要旨等